

『御当国御高並諸上納里積記』 記載事項年表

田里 修^{☆☆} 系数兼治^{☆☆☆} 渡名喜明^{☆☆☆☆} 名嘉正八郎

この文書は故比嘉春潮氏旧蔵で、同氏によれば去る沖縄戦後、須藤利一氏によって発見されたものである。「もと蔵元の勘定座の役人が明治初年頃まで業務上用いられたものと考えられる」と同氏は述べている。本文書は比嘉氏の解説付きで、1970年に那覇市史第1巻2に収録された。また翌1971年に刊行された崎浜秀明編『沖縄旧法制史料集成』第5巻にも収録されている。

本文書は、近世における貢納関係史料としては第1級のものであり、この文書を抜きにして近世の経済史・財政史を語ることは不可能とすらいえよう。そこで、われわれ4名は、沖縄県沖縄史料編集所蔵の同文書マイクロコピー本をコピーし、これをテキストにして、『那覇市史』を参照しながら、昭和55年9月から約半年間、週1回の研究会を続けてきたが、このたびひと通り読了した。文字の点検の他に、計算機をフルに活用して数値の点検も行なった。

本文書は、おおよそ次のように分けられる。

第1の部分は、項目1から10までで、ここでは慶長15年(1610)から享保14年(1729)に至る琉球の石高の変遷が述べられている。第2部は項目11から27までで、寛延2年(1749)における諸上納高と、それらの所帯方・給地方に対する配分が示されている。第3の部分は、項目28から46までで、第2部の上納の算出の基となる方法や、積算の基礎となる資料(村位や里積等)が述

べられている。第4の部分が残りの項目47, 48, 49でそれまでとは文体を異にして、砂糖や雑物について書いてある。なお、項目48は、原書の目次では48と記されているが、本文では41と42の間に書かれている。

本文書記事の年限は上限が1594年、下限が1758年となっている。

本文書は前述した構成になっているところから、1事項についても記事が前後し、全体の解説を困難にしていることが多い。そこで、本文書の理解をいささかなりとも容易にするために、記載事項の年表作成を思い立った。同時に一般的な歴史事項も並べてみた。さらに、本文書は『近世地方経済史料』第10巻と内容的に重なる事柄を記載するところが多々あるので、同書との対照表もつけ加えた。

『近世地方経済史料』第10巻と対照して興味あるのは、本文書の第2の部分である。本文書では「是ノ出米取立様ハ、寛永二己巳年、取納座請地方取納本立帳表、地下諸離本地仕明地とも、両先鳴ハ、規模帳表、取立申候」と出ている文章が、同書ではすべて欠落している。

この年表が、『御当国御高並諸上納里積記』を読むにあたっての一助となれば幸いである。

西歴	和号	中国年号	干支	事 項	関 連 事 項
1594	文禄3	万暦22	甲午	薩隅日三州検地	
1609	慶長14	37	己酉		島津の琉球入り。
10	15	38	庚戌	検地行なわれる。道の島高、32828.6石	島津家久、尚寧を伴って駿府・江戸に上る。
11	16	39	辛亥	「一紙御目録」下る。高8万9086石の内5万石は王位の御蔵へ。残りは諸士へ配分。はせを布等9品の上納を命ぜられる。	儀間真常、木綿をもたらす。掟15条。
12	17	40	壬子	9品の内芭蕉布等調達可能な品および焼酎を上納してよいことになる	10年1貢
13	18	41	癸丑	上木上草(はせを布等9品)現物で調達するのは困難なため代銀32貫目になる。	おもろさうし第2巻編集
14	19	42	甲寅	島津検地、高61万9055.02石	
15	元和1	43			
16	2	44			
17	3	45	丁巳	芭蕉布などの上木上草代銀32貫目やめる。替わりに高1石に付8分の代米(本出米)始まる。船は島津より出す。	向象賢生まれる。
18	4	46			
19	5	47			
1620	6	泰昌1	庚申	本出米の分量は毎年決める(一定しない)	尚豊即位
21	7	天啓1			5年1貢
22	8	2			儀間真常初めて黒糖を製造する。
23	9	3	癸亥	砂糖焼き始める。	
24	寛永1	4			
25	2	5	乙丑	宮古の上納は納粟2154.52002石と決まる。	
26	3	6			

(☆☆たきとおさむ 浦添市史編集嘱託)

(☆☆いとかずかねはる 県商工観光部県民文化課課長補佐)

(☆☆☆となきあきら 県立博物館学芸員)

(☆☆☆☆なかしょうはちろう 県立博物館副館長)

27	寛永4	天啓7			
28	5	崇禎1	戊辰	慶長目録に間違いがあり、金武王子上国。宮古島高の内、6040.92420石引、琉球の高83084.94586石となる	
29	6		2	己巳	総合高83085.31石の目録下る。名寄帳成る。
1630	7		3		
31	8		4		在番奉行の駐在始まる。
32	9		5		泊如竹来琉。久米島紬のはじまり。
33	10		6		2年1貢。尚豊冊封を受ける。
34	11		7	甲戌	慶賀使・恩謝使のはじまり。
					島津検地。薩摩御朱印高は60万5100余石。外に琉球国12万3700石、内3万2828.6石は道之嶋の高。
35	12		8	乙亥	寛永盛増の目録下る。盛増高6119.21588石。上木方(芭蕉地唐芋地・宝る地・桑・宗呂・漆・塩屋)1679.73953石、総高90883.90127石となる。牛馬口銀1疋に付2分5厘初めて上納。
					島津、中山王号をやめ、国司と号せしめる。
36	13		9	丙子	切支丹改始まる。牛馬口銀、以後2分となり牛馬2万2987疋(4貫597匁4分)となる。
37	14		10	丁丑	宮古、頭懸の配当始まる(以前は代懸)
38	15		11		
39	16		12		
1640	17		13		
41	18		14		尚賢即位
42	19		15		
43	20		16		
44	正保1	順治1			
45	2		2		
46	3		3		
47	4		4		
48	慶安1		5		尚質即位
49	2		6		
1650	3		7		向象賢「中山世鑑」を著わす。
51	4	順治8			
52	承応1		9		向象賢、羽地総地頭となる。
53	2		10		
54	3		11		
55	明暦1		12		農村居住者の都市への移住を禁ず
56	2		13		
57	3		14		
58	万治1		15		向象賢、年頭使として上国する
59	2		16	己亥	島津検地。宮古島以前の上納は一定しなかったが以後人数に関係なく一定量上納。村位、頭位を決める
1660	3		17		
61	寛文1		18	辛丑	「羽地王子・国中代廻し」
62	2	康熙1			砂糖奉行を置く
63	3		2		
64	4		3		北谷・恵祖事件
65	5		4		
66	6		5	丙午	向象賢、摂政となる。以後、貢租の1/3を砂糖代納
					飯屋より俵入の見本、0.28石(1俵)下る。以前は不統一であったが、以後、琉球国中、米雑石これに統一(12先)
67	7		6	丁未	日用分、以前は現夫遣であったが、以後、日用遣に定め、米1043.715石取納する。
68	8		7	戊申	薩摩より仕明地許可される
69	9		8	巳酉	諸士、百姓願い次第仕明許可
1670	10		9		尚貞即位
71	11		10		諸士に系図の提出を求める。
72	12		11		
73	延宝1		12	癸丑	向象賢、口上覚を出す。向、摂政を辞す。
					「いなん地ちょう神の干瀬」糸満村が100貫文にて利用する。
74	2		13		延宝年間、諸間切、惣御検見7尺5寸竿使用する
75	3		14		向象賢、死去
76	4		15	丙辰	慶良間島「大い婦・小い婦・神山」100貫文にて神山親雲上が利用。以後、前慶良間村が利用する
77	5		16		
78	6		17	戊午	「いなん地ちょう」240貫文にて泊・若狭町が利用する
					接貢船、定例化する

79	延宝 7	康熙 18	己未	麦・下大豆・粟粳・黍・小豆1石は米の半分に決める 上木高の内、宗呂は1本に付1ヶ月1枚(6匁8分)取立。 33264本有り。日用分・以前は病者などには免ぜられていたが、以後関係なく1人に付1貫文と決まる。	
1680	8	19	庚申	日用分は夫銭に代わる(正頭夫のみ)	百姓の身売りにつき令達する。
81	天和 1	20			
82	2	21	壬戌	本出米の運賃、知行衆からも取る。荒欠地出米始まる。 高1石に付0.017石、計1500余石取り立てる。請地は公 役免ぜられ、高1石に付米1貫文となる。	壺屋に陶工を集住させる。蔡温生ま まれる
83	3	22	癸亥	薩摩上納米俵入は0.32石入の二重新依旧日用分、男女共。	高利制限令を出す
84	貞享 1	23			
85	2	24			
86	3	25	丙寅	俵入は0.28石入に、俵作りは古依調にするよう訴える	
87	4	26	丁卯	俵入は0.28石入となるが、二重新依とする。日用分2年 間は男頭のみ。現夫遣、夫銭どちらでもよい。白大豆 ・白篇豆は米より0.25石引き、本大豆は0.125石引に決ま る。竿迦地の仕明け禁止。	山林原野の開墾禁止
88	元禄 1	27	戊辰	納米は6先とみなす(実際は12先)	康熙帝、貢船の定員を増し、接貢船 の税を免ずる。
89	2	28			糸図座を創設する。農民に奢侈禁止 令
1690	3	29	庚午	上木高の内、桑、以前は久米具志川が1本に付3匁、仲 里が3匁4分4厘7毛8糸9才であったが、3匁3分に両間切 とも改める。渡名喜島は3匁とする。「いなん地ちょう」 また糸満が利用。	
91	4	30			
92	5	31	壬申	日用分、正頭にて夫銭取立。	
93	6	32			久米・慶良間に大和横目を遣わす。
94	7	33	甲戌	恩納間切3ヶ村再検地。牛馬口銀、以前は牛馬懸、頭 懸、高懸で区々であったが、以後、1疋に付0.01947石で 代米取立に決まる。那覇泊湯原で初めて大和塩を焼く	
95	8	34	乙亥	北谷間切6ヶ村再検地。「諸地頭作得帳」改める。塩を初 めて上納。	
96	9	35			
97	10	36	丁丑	検地竿、6尺5寸竿に直す。	王府、砂糖・ウ金の生産制限令
98	11	37			
99	12	38	己卯	芭蕉・宝み・唐芋の3品は敷地高に代懸(354.17080石)となる。浮得出米高1石に付0.00038石と決まる(26.3 8641石の分)。両先嶋を除く現高は68835.35316石	
1700	13	39			
1	14	40			
2	15	41	壬午	大和塩すたれていたが、再度焼き始め塩20石上納する。	蔡鐸「中山世譜」を著わす
3	16	42			
4	宝永 1	43			
5	2	44			
6	3	45			
7	4	46			
8	5	47			
9	6	48	乙丑	本出米(反米)は高1石に付0.081(運賃込みで0.11004) 石と決まる。殿役米は1石に付0.011(同じく0.01495)石	丑年の大飢饉、首里城炎上。
1710	7	49	庚寅	1705年より6ヶ年の仕明知行請地の納米は41.95155石。 翌年より荒欠地の殿役米51.14076石も取り立てる	尚益即位
11	正徳 1	50	辛卯	荒欠地出米、高1石に付0.01775石となる。現高は87. 399.06016石。宮古島、位付けに年令制導入	蔡温、世子の待講となる。「混効驗 集」編集される
12	2	51			国王は「中山王」と称する
13	3	52	癸巳	殿役米以後「御賦米」と称す	「琉球国由来記」を編集。尚敬即位
14	4	53			
15	5	54	乙未	寛永十二目録を以て、御所帯・給地高差し分ける。俵 入は、つる懸斗にて、先にして、0.2975石と決まる。琉 球では0.28石とする。	首里に市場が開かれる 蔡温、末吉地頭となり正義大夫・申 口座に任ぜられ、請封渡清
16	享保 1	55	丙申		

17	享保2	康熙56				
18	3	57				
19	4	58				
1720	5	59				
21	6	60	辛丑	1711年～21年までの11ヶ年間の仕明知行、仕明請地の納米は46.89857石		
22	7	61	壬寅	10月、検地命ぜられる。島津検地72万1028.16350石となる。道の嶋高、5万1756.6409石。荒欠地出米割直すが、以前の通り。現高87815.61593石。	東風平間切疲弊。楳船一隻をふやす。	
23	8	雍生1	癸卯	5月、検地の4,5ヶ年延期申し入れる。10月寛永盛増の半分を命じられる。	高利制限令	
24	9	2	甲辰	4月、上納の延期申し入れる。9月、酉年より上納命じられる。検地はやめる。		
25	10	3				貧士の転職を許す。
26	11	4				蔡温「中山世譜」を改訂。武白勇与座川の水を東風平に引く
27	12	5	丁未	盛増目録下る。高9万4230.70094石となる。3346.79967石盛増高。		
28	13	6	戊申	新盛増出米、1石に付0.00472石と決まる。現高88547.80488石。「戊申日記」	蔡温、三司官となる。諸細工、町百姓の生業となる。	
29	14	7	己酉	新盛増出米取納始まる。「いなんちちょう」は那覇・泊の諸士が以後利用。宮古島以前は現夫遣いであったが夫賃米824.50575石取り立てる。八重山夫賃米539.51357石取り立てる。		
1730	15	8				貧士の転職を奨励する。
31	16	9				「世譜附卷」を改訂。「琉球国旧記」を編集。
32	17	10	壬子	脇地頭この年192人		「教条」を發布する。
33	18	11				蔡温、米模合を奨励。地割替の方針を出す。真和志・南風原・西原で首里・那覇・泊に近接の耕地を士の宅地とす。
34	19	12	甲寅	八重山の夫賃米549,12397石、宮古島は839,19077石に定まる。		
35	20	13				羽地川などの治水・灌漑工事にあたる。
36	元文1	乾隆1	丙辰	在番出米、現高87861.67870(上木高・慶良間嶋百姓高他除け)石に割付け、高1石に付0.0007石と決まる。	蔡温、村落の新設・移転を実施する。	
37	2	2				元文検地始まる。「杣山法式帳」「山奉行所規模帳」公布。
38	3	3				
39	4	4				
1740	5	5				
41	寛保1	6				
42	2	7				漢文組立職を唐米に置く。
43	3	8				
44	延享1	9				
45	2	10				「球陽会記」なる。
46	3	11				
47	4	12				「杣山法式仕次」「樹木播植方法」を公布。
48	寛延1	13				「山奉行所規模仕次」を公布。
49	2	14	己巳	出米取立様決まる。	蔡温、「独物語」を著わす。	
1750	3	15				元文検地終わる。
51	宝暦1	16				
52	2	17				
53	3	18	癸酉	宮古島・八重山島の村位を改定。	蔡温、三司官を辞す。	
54	4	19				

1755	宝曆 5	乾隆 20		
56	6	21		
57	7	22		
58	宝曆 8	23	戌寅	(塩上納についての朱書あり。)

関連事項は『沖縄県の歴史』（山川出版社）他より重複を避け抄録した。

対 照 表

()内は一部符合する。

	御 当 国 御 高 並 諸 上 納 里 積 記	近世地方経済史料第十卷
	前 書	277頁・304頁
1	慶長拾五庚戌年，從御国元御檢地被仰付候事	(305頁・306頁)
2	同拾六辛亥年，御目錄被召下候事	277頁
3	同年御国元江上納之諸雜物頁数，附御手形之事	
4	同拾七壬子年，御国元より雜物少々ハ相納候様，且又米積舟之事	
5	御国元江上木上草之為納代銀上納仕候処，被召留候事	
6	寛永六己巳年，御目錄高減少被仰付候事	280頁
7	慶長御目錄高之内，六千石余被召減候御算用目錄之事	
8	寛永拾二壬亥年，盛增高上木高御取立御目錄御改被下候事	
9	薩摩御領朱印高之事	
10	享保拾二丁未年，御国元就大御支配，増立被仰付候事	
	(1) 享保丁七壬寅年，御国元就大御支配，御当地江も御檢使被差渡由，被仰下候事	(313頁)
	(2) 享保八癸卯年，右之御請並年延之御訴訟被仰上候事	
	(3) 同年御返答之事	
	(4) 享保九甲辰年，出物年延之御訴訟被仰上候事	
	(5) 同年御返答之事	
	(6) 享保拾二丁未年，盛增高御取立御目錄被下候事	286頁・306頁・287頁・278頁
11	享保御目錄高を以出物取立之事	308頁・292頁・289頁
12	慶長御目錄高之事	(311頁)
13	寛永御目錄高行成之事	314頁・311頁
14	本地物成米雜石上納之事	
15	仕明地物米雜石上納之事	290頁・311頁
16	荒欠地出米上納之事	292頁
17	御賦米上納之事	
18	牛馬出米上納之事	293頁
19	在番出米上納之事	293頁
20	新盛増出米上納之事	
21	浮得出米上納之事	(293頁)
22	両先嶋上納之事	284頁
23	諸上納米粟雜石惣拳ニテ地下三方諸離先嶋各手完仕分之事	(285～287頁)
24	惣物成之内，御所帯・給地差分，並御国元江上納米仕分々現御蔵入取之事	(312頁)(299頁)
25	上木高物成上納之事	293頁
26	浮得錢上納之事	291頁
27	唐竹御支配方之事	291頁
28	寛永拾二御目錄高を以，御所帯・給地御高並物成御差分之事	
29	諸地頭地之事	294頁
30	おゑか地之事	291頁・313頁
31	請地之事	296頁
32	日用分之事	297頁
33	両先嶋夫賃米之事	297頁
34	いなん地ちやう神之干瀬大い婦小い婦神山上納分之事	298頁
35	鳥嶋上納之事	298頁
36	高所出米割帳之事	
37	諸間切諸嶋出米例之事	
38	米雜石引合方並増引合之事	(69頁参照)
39	国中並諸離里積之事	
40	那覇より鹿兒島迄現里積之事	
41	慶長御檢地以前御当国地方御支配之事	
42	両先島運賃定之事	
43	榭之法	
44	那覇泊潟原塩上納之事	
45	御当国中村位定之事	
46	寺院役知高之事	(394頁参照)
47	砂糖上納之事	
48	砂糖運賃定之事	(387頁)
49	諸雜物之事	